

## 第21回

### 農産物と知財

#### ～日本の農業を知財の側面から保護しよう～

(2006/04/25)

農業は、産業分類でいえば一次産業に該当し、人類の歴史のなかでも古くから営まれてきた。日本史においては、大名や土地の価値を米の生産力である石高で示すなど、農作物を支配することが重要な時代があった。

日本では第二次世界大戦後の食料難時代が過ぎると、工業・商業が発展し、最近では情報技術分野に注目が集まり、農業は次第に産業の主役の座を奪われていった。

#### 注目され始めた「農業と知財」

こうした過程で、知財が絡む問題も、工業製品や商業分野が中心となってきた。知財が注目されるようになってしばらくの間は、工業所有権に分類される特許権・実用新案権・意匠権・商標権に関する話題が主だった。その後、アニメやゲーム等各種コンテンツにかかわる著作権も注目され、これら権利を総称した知的財産権がマスコミをにぎわした。

しかし、昨今、農業に関する知財の話題が盛り上がっている。商標法改正（2006年4月施行）による地域ブランド保護強化も一因だ。地域団体商標出願の多くは農業製品に関するものだ。また、種苗法で規定される育成権も知的財産権の一つとして農水省が力を入れ始めた。種苗法改正（2005年12月施行）により、権利期間が延長され、権利の範囲は「ごご」や「あん」などの加工品にまで及ぶようになった。この他、畜産関連では和牛の海外無断交配の問題、加工品関連では植物などの遺伝子組み換えに関する問題も取りざたされるようになった。

人間が自然物の天然領域を侵食し、手を加え知的財産とすること自体の問題はここでは棚上げするが、長い年月をかけて改良を重ね結実した農産物は、それを開発・育成してきた者から見れば、我が子のようにかわいはずである。人間の創造的活動によって生み出された知財として保護するのが適当である。

#### 農産物を保護する法制度

知財として農産物を保護しようとした場合、どのような手段が考えられるだろうか。下表に主な農産物の保護制度を挙げてみた。監督官庁が分かれていることが特徴的である。

主な農産物の保護制度

法律	農産物の保護内容	監督官庁
特許法	農産物の加工品、家畜の飼育方法、農機、農薬、遺伝子組み換え、動植物の品種改良などの発明に対して特許が認められる。	特許庁（経済産業省）
商標法	農業製品に使用するマークを商標登録によって保護し、侵害者に対して損害賠償や差止請求を認めている。	特許庁（経済産業省）

種苗法	種苗登録品種について、その育成者を保護し、許諾なく利用した者に対して損害賠償や差止請求を認めている。	農林水産省
不正競争防止法	他人の農業製品の模倣品販売、原産地名や商標の不正使用といった不正競争に対して損害賠償や差止請求を認めている。	経済産業省
関税定率法	平成15年改正によって、植物新品種に関する育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加し、輸入差止申立制度の対象とした。	財務省

各法制度の利用者にも要求されることがある。成果物の管理、模倣品の監視などである。成果物の管理がずさんな結果、種や苗を農場から持ち去られてからでは後手に回るからだ。まずは自ら管理する必要がある。相手は人間だけではない。動物や昆虫が媒介する場合もある。模倣品や商標の無断使用の監視を徹底し、見つけたら税関など当局に申請する必要がある。

また、生産者や農業製品の流通・販売に関与する者は、生産管理、品質管理を怠ってはならない。生産条件や品質をクリアしたものだけにブランド名（商標）を付して市場に送り出す義務がある。特に、団体商標のように使用する構成員が多数いる場合には、構成員全員に生産管理・品質管理を徹底させなければならない。一人の手抜きがブランド崩壊につながる。

#### 今日的な知財問題の諸相

あるテレビ番組で、改良を重ねてきた農作物の権利者（種苗法の育成権者）が、隣の畑で自分が研究・改良を重ねてきたものと同じ芽が出ているのを発見して、隣の畑の所有者を訴えたいという話を取り上げられていた。しかし、風で種が飛ばされて芽を出した可能性もあるという。隣の畑の所有者の立場で考えたら、むしろ畑を侵害したと言われても仕方ない。

日本の果物や野菜の新品種が海外へ持ち出され、無断で栽培される例はよく聞く。韓国のイチゴはその典型例だ。また、許諾がなされているか定かではないが、日本に入るカリフォルニア米の多くは、日本人向けにササニシキを原種とし育成したものだ。ササニシキにも宮城県産、秋田県産、山形県産などがあるが、換言すれば「カリフォルニア州産ササニシキ」なのだ。

最近、日本企業のなかには、育成した花苗を自ら中国に持ち込み、そこで栽培し日本に逆輸入する、あるいは委託生産するところが出てきた。種苗法が未整備な国での栽培は、無断増殖等のリスクがあり避けたいところだ。日本企業には、そのようなリスクを加味し、長期的な視野に立って採算が合うか十分検討してもらいたい。せめて、種苗法が十分整備された国で生産してほしい。

ちなみに、中国や韓国も植物新品種保護に関する国際条約（UPOV）の加盟国であるが、保護対象や保護方法は国ごとに運用され、これらの国では保護がいまだに不十分なのである。

動物でも、黒毛和牛の精子が海外に持ち込まれ、無断で海外牛と交配生まれた良質な子牛や牛肉を日本に逆輸入されるという問題が起きている。農水省では、品種改良された動物に関する保護手段が特許だけでは不十分として、植物の種苗法にあたる法整備を検討するようだ。言うなれば「遺伝子保護法」だ。

確かに、和牛と海外牛を掛け合わせた牛肉は口にしたくない。海外の牛が悪いと言っているのではない。オージービーフのように品質管理された純なものならよいが、違法生産やその販売は、正規生産者に損害を与えるだけでなく、消費者をあざむく行為でもある。

## 知財保護徹底へ求められる有機的連携

日本種苗協会など国内種苗団体は、種苗法に基づく品種登録された花や野菜を保護するため、正規の種苗やその加工品に付与するPVP（植物品種保護）マークを策定した。

政府も動き出した。経済産業省、外務省、農林水産省、財務省などが知財保護の徹底を目的とした訪中団を結成するようだ。種苗保護についても訪問目的の一つとしている。最近の農業は、商業や工業の技術とも密接で、知財の保護は多岐にわたるため、各法の管轄省庁が有機的かつ精力的に活動するのはたいへん結構なことだ。

日本の技術はもちろん、日本の気候・土壌で育ったものは産地とセットでブランドであるため、徹底的に「日本」にこだわりたい。たとえば、権利関係に問題がない中国産夕張メロンがあったとして、たとえその中身が夕張メロンの特徴であるオレンジ色であっても、本物とはいえない。北海道の土地と気候が育んだ本場の味を堪能したい。むろん、食べる場所は別だ。日本にとどまらず世界のどこでもよい。知財立国を目指すため、最終製品（完成品）はどんどん輸出すればよい。

そうなると、トレーサビリティ（履歴の追跡可能性）が重要になってくる。単に店頭の商品から生産者が特定できるだけでなく、品種の系統や権利関係まで追跡できることが重要である。同時に、検査や取り締まりのためのDNA品種識別技術も必要だ。加工品などのチェックも可能な小型の機器を食品スーパーなど流通経路に配置できるとよい。

農産物に関する知財専門家の育成も必要だ。複合的に知財が絡むため、知財の専門家たる弁理士にも期待したい。現在の弁理士試験では、種苗法は商標や条約の問題で間接的に出題されることがあるが、種苗法そのものが出題されることはない。弁理士1次試験の範囲に種苗法を加えてみてはどうか。60問の出題のうち1~2問程度でもよい。重要なのは出題範囲とすることで新しい弁理士に知識をつけさせることだ。もちろん、すでに開業している弁理士にも研さんが求められる。

日本が知財立国を目指すのであれば、農業分野も知財の側面から適切に保護し、国民に豊かな生活をもたらしてほしい。農業は人間の生活の原点である。食の安全が叫ばれているなか、消費者のこの分野への関心は高まっている。政府知財関係者には、「本物」を守るため、各国との知財保護折衝等、頑張ってもらいたい。